

船舶事故調査報告書

平成29年7月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年9月4日 08時20分ごろ～09時00分ごろの間）
発生場所	兵庫県加古川市 ^{ひがしはりま} 東播磨港 東播磨港別府西港西防波堤灯台から真方位021° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 43.9′ 東経134° 48.9′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{ひよし} 日吉丸は、岸壁に係留中、機関長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ケミカルタンカー 日吉丸、177トン 132585、綿野海運有限会社 40.43m×7.60m×3.30m、鋼 ディーゼル機関、478kW、平成3年4月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成2年8月3日 免状交付年月日 平成27年4月13日 免状有効期間満了日 平成32年8月2日 機関長 男性 74歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和38年7月12日 免状交付年月日 平成24年3月19日 免状有効期間満了日 平成29年3月18日
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約27℃
事故の経過	本船は、船長、機関長及び一等航海士が乗り組み、東播磨港の民間企業専用岸壁に右舷着けで係留されていた。

	<p>船長は、船橋で航海日誌の記載内容を確認していたとき、平成28年9月4日08時20分ごろ船首楼甲板で右舷ウインドラスのクラッチレバーの取付ナットをメガネレンチで回している機関長を見掛け、その後、降橋して食堂で書類の作成を始めた。</p> <p>船長は、書類の作成を終え、機関長の作業を手伝うつもりで船首楼甲板に行ったが、右舷ウインドラス近くの甲板にクラッチレバーとメガネレンチが置かれているだけで機関長の姿が見当たらなかったため周囲を探したところ、09時00分ごろ右舷船首部と岸壁との間の海面にうつ伏せ状態で浮いている機関長を発見した。</p> <p>船長は、居室で休んでいた一等航海士を呼んだ後、機関長を本船に引き上げ、一等航海士に人工呼吸及び心臓マッサージを行うよう指示し、携帯電話で119番通報して救急車を要請した。</p> <p>機関長は、救急車で病院に搬送されたものの死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本事故当時の本船の係留状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、平成3年から機関長として本船に乗り組んでいた。</p> <p>船長は、機関長の健康証明書の判定欄に合格と記載されていることを知っており、本事故直前、船首楼甲板にいる機関長を見掛けたとき、ふだんと変わらない様子であると思った。</p> <p>船長は、本事故当日を休業日として乗組員に周知していたが、右舷ウインドラスのクラッチレバーの取付ナットを回している機関長を見掛けたとき、機関長が、自主的に3日前から始めた同クラッチレバーの塗装作業を行おうとしているものと思った。</p> <p>機関長は、発見されたとき、ヘルメットと安全靴を着用していたが、安全ベルトと救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、機関長を発見したとき、機関長の眉間に打撲傷が生じていることを認めた。</p> <p>本船は、乗下船時に使用する木製ワーフラダーを積載していたが、ふだんから使用することはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>機関長は、溺死した。</p> <p>本船は、東播磨港の岸壁に係留中、船長が、08時20分ごろ船首楼甲板にいる機関長を見掛けた後、09時00分ごろ海に浮いている機関長を発見したことから、この間において、機関長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>機関長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状</p>

	況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が東播磨港の岸壁に係留中、機関長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>船長は、機関長が落水するに至った状況が不明なものの、本事故後、乗下船の際には必ず救命胴衣を着用することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落水するおそれのある作業等を行う場合は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

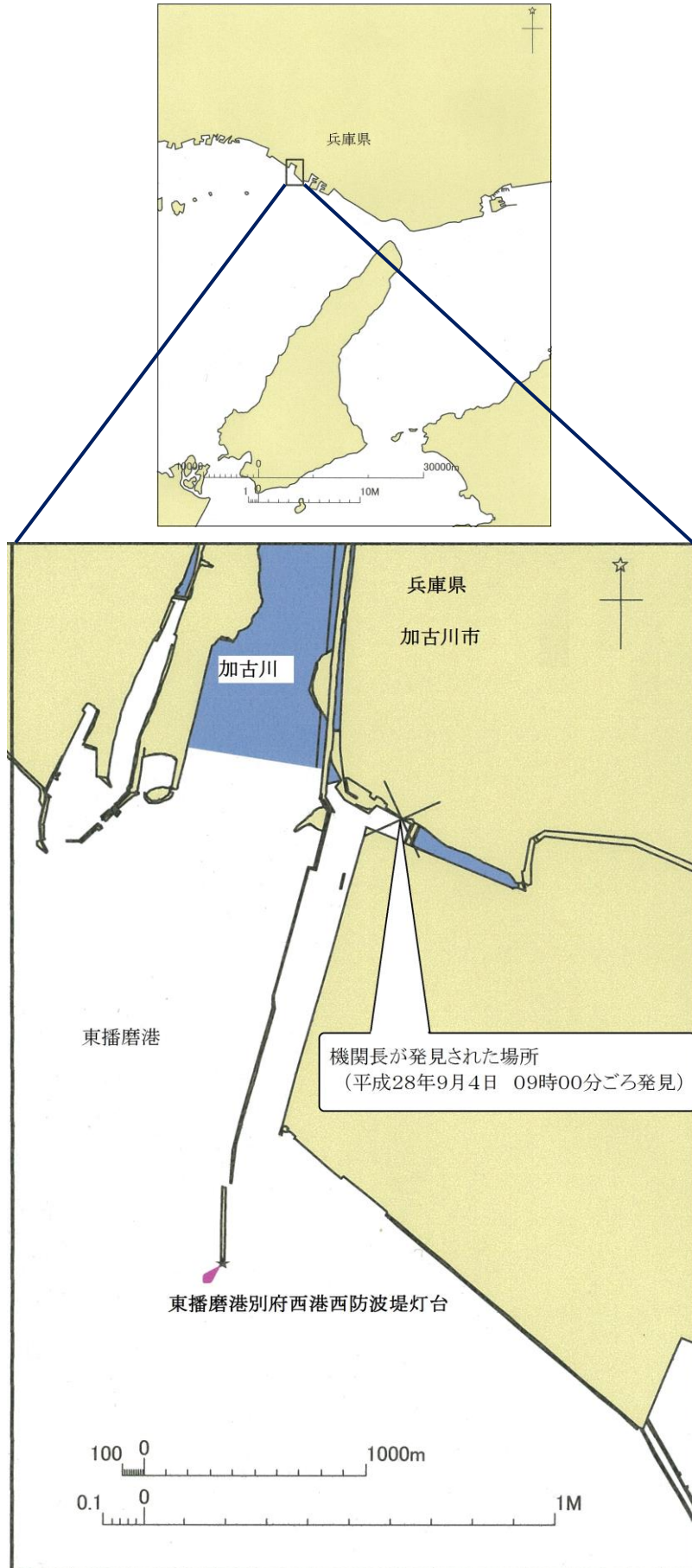


写真1 本事故当時の本船の係留状況

